

2022(令和4)年度 第1回 人権のために学ぶ同和教育講座

「インターネットによる人権侵害」

日時 6月25日(土) 13:30~15:00

場所 倉吉交流プラザ (2階 視聴覚ホール)

講師 鳥取市人権情報センター 衣笠 尚貴 さん



私たちの生活にはスマホやパソコンは欠かせない生活の必需品になっています。

スマホは、電話はもちろんですが、買い物も出来たり、ゲームも出来たり、知らない情報を調べることに日常的に使われています。

教育現場においても小学生から一人1台のタブレットが配布され、教室はもちろん家庭においても利用できます。正しく使用すれば十分に役立つものですが、間違った使い方をすると大人も子ども差別やいじめ、誹謗中傷により不登校や引きこもり、最悪の結果として自殺にまで追い込んでしまいます。この学びとおして人権侵害につながらない社会をめざしていきましょう。

☆2022年度 倉吉市人権教育研究会会員募集のお知らせ☆

人権が尊重されるまちづくりをめざして、さまざまな研修会や取り組みをしていきます。一緒にまなび仲間の輪を広げていきましょう。



- ★ 会費 1,000円(年会費)
- ★ 申込方法 会費を添えてお近くの人権文化センター及び倉吉市人権政策課にお越し下さい。
連絡先：倉吉市市役所人権政策課(第2庁舎3階) ☎ 22-8130
倉吉市人権文化センター(鍛冶町) ☎ 22-4768
- ★ 会長が交代しました。永年倉吉市の人権教育を先導していただいた相見槻子さんに代わり岩間隆二さんが会長に就任されました。引き続き協力よろしくお願いします。
会員のみなさんに入会特典 オリジナルマスクケース



まじすな

倉吉市人権文化センターだより

2022年6月1日 発行 No.138号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

令和4年度 手話教室開催中です！



6月6日は、6を向かい合わせにすると耳の形に見えることから、「補聴器の日」とされています。鳥取県では、2013年に日本で初めて手話のきまりである〈鳥取県手話言語条例〉を制定しました。

現在、手話言語条例は全国で合計449の自治体で成立しており、手話はとても身近なコミュニケーションツールとなっています。

また、手話の他にも50音を指の形であらわす『指文字』、紙などに文字を書いて言いたいことを伝える『筆談』など、耳の聞こえない方とのコミュニケーション方法は様々です。

「耳が聞こえない」ということは、外から見ただけでは分からないことが多く、『見えない障がい』と呼ばれています。

大切に身近なコミュニケーションツールのひとつである『手話』の実践を通して、様々な障がいについて理解を深め、誰もが暮らしやすいバリアフリーな社会にしていくために、私たちに出来ることは何なのか一緒に考えてみませんか？

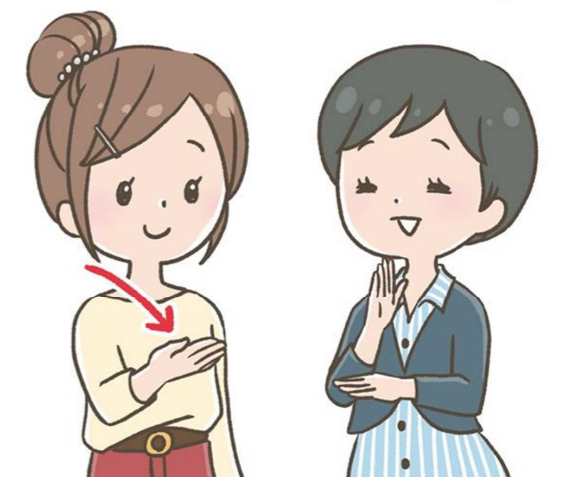
☆ 6月の手話教室日程 ☆

日時…6月9日(木)、6月23日(木)
10:00~11:00

場所…倉吉市人権文化センター
☎ (0858) 22-4768

参加費は **無料** です！
基礎から練習を始めますので、手話に初めて触れる方もお気軽にお越しください！
一緒に楽しく手話を学びましょう！

「お手伝いしますか？」 「ありがとう」





ハンセン病問題を知る

～私たちに出来ること それは 正しく知ること～

現在は治る病気の一つです。ハンセン病は以前、「らい病」と呼ばれ「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、その菌を発見したノルウエーの医師の名前をとって「ハンセン病」と名付けられました。特徴としては手足などの神経が麻痺して、痛い、冷たい、熱いと言う感覚がなく、体の一部が変形してしまう病気です。



◇どうして隔離されたのか

明治維新後、「文明国」として早く欧米の仲間入りをしたかった日本は、それまで神社仏閣の周辺にハンセン病患者が多く物乞いをしていました。来日した外国の人たちに、らい患者を放置している姿を見られたくない、患者を野放しにしていることは「国の恥」と考え隔離政策を進めました。何のことはない、ハンセン病患者をまちの中から隠したかったのです。

国民には恐ろしい感染症であることを宣伝し、1931年に「らい予防法」が改正されると本格的に隔離政策が始まりました。なかでも鳥取県は、「無らい県運動」に積極的に取り組み、当時の県知事は「愛の募金」として寄付金を集め長嶋愛生園に鳥取寮を作り隔離政策に協力しました。

らい病と分かると保健所や警察に通報され、療養所に連れて行かれるのです。ほとんどの患者は、完治すれば帰ってこれると信じて泣き泣き入所した人も多くいました。しかし、二度と故郷に帰ることは出来ませんでした。それどころか亡くなくても家族は誰一人来ず、骨になっても帰れませんでした。

◇らい予防法廃止まで63年

長かった隔離政策が1996年「らい予防法の廃止に関する法律」制定、日本らい学会も感染症とする根拠はないと発表しました。このことでハンセン病患者が国に損害賠償を求め「熊本地裁判決・原告勝訴」となり、国が隔離政策を謝罪しました。無らい県運動を推奨してきた鳥取県でしたが、その誤りを認め、当時の片山県知事も謝罪しました。長い間の隔離政策によようやく終止符が打たれたのです。

しかし、隔離政策が終わったからと言って元の生活に戻ったわけではありません。患者の深い溝と傷、世の中の差別と偏見は、今でも続いています



◇世間の間違った意識を学ぶこと

ハンセン病は、うつる病気、遺伝する病気、不治の病など間違った噂が広がり恐怖心を抱いていました。コロナウイルス感染者への誹謗中傷や差別が非常によく似ています。偏見やデマに惑わされてしまうと再び感染症に対する正しい知識が理解されず、もっと大変な社会になってしまいます。

間違った情報を読み取る力と正しい認識と知識をもって差別や偏見をなくしていきましょう。

◇元ハンセン病患者の声

長嶋には、母と弟と叔母と一緒に来たが自分だけが治療棟に連れて行かれ、逃走に関するものはすべて取り上げられた。クレゾールの入った風呂に入れられ裸の写真を撮られた。囚人と同じ扱いでした。そして、先輩にここに来たら名前を捨てて暮らせと言われた。

13歳で発病した。記憶に残っているのは悲惨な大人の話や姿だった。監視係の職員がいて患者を見張っていた。網の目に引っかかると監禁室に入れられた。そこでは何人もの人が死んでいった。



◇元ハンセン病患者の家族の声

小学生の時、父が療養所に入った。周りから「こじき」と呼ばれ、近所の人から理由もなく殴られた。父への忌避感が生まれた。逃げるように上京し働いた。父のことは伏せていた。一度父が故郷にかえってきた。「早く療養所に帰ってほしい」といってしまった。父を差別していた。



ハンセン病は患者だけではなくその家族も大変苦しみました。近所付き合いから排除され、子どもたちは学校で差別やいじめに遭い、親兄弟は結婚や就職も出来ず、引っ越しも余儀なくされました。過酷な差別や偏見の中で多くの家族は患者との縁を切るしかなかった。

私は、子どもを産んでまもなく発病した。役場の人に来て有無も言わず「療養所に行ってくれ」と。子どもは実母に託し、すぐに帰れると思い愛生園へ行った。検査の結果菌はなかった。しかし入所したら二度と帰れなかった。つらかったのは私だけではなかった。残された子どもは差別にあった。



小学校6年生の時発病しなんと23歳まで家で過ごした。その間兄夫婦が離婚。親戚からも一切の付き合いが無くなった。家族バラバラになってしまった。療養所では、傷口に貼れるガーゼもなく着物のぼろだった。仲間が亡くなるとみんなで棺桶を作って火葬もした。つらくて悲しい場所だった。



小学校6年生の時、父が入所した、同級生から「くされの子」と虐められ、故郷にいられなくなり上京した。父のことは隠して暮らした。